

消防の動き



2012
10
No.498

- 消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する消防審議会中間答申
- 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書の概要
- 「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会（中間取りまとめ）」の概要



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



特報1	消防組織法第31条に基づく市町村消防の 広域化に関する消防審議会中間答申	4
特報2	東日本大震災を踏まえた大規模災害時における 消防団活動のあり方等に関する検討会報告書の概要	6
特報3	「地方公共団体における災害情報等の伝達の あり方等に係る検討会（中間取りまとめ）」の概要	8

平成24年10月号 No.498

巻頭言 未来へ飛躍する自由・自治都市 堺（堺市消防局長 辻本 厚夫）

Report

平成24年（1月～3月）における火災の概要（概数）	10
少年消防クラブ交流会	13

TOPICS

平成24年防災功労者内閣総理大臣表彰式の開催	14
第23回全国消防操法大会の開催	15

緊急消防援助隊情報

支援情報共有ツールの運用開始について	17
--------------------	----

消防通信～特集 消防の広域化

久留米広域消防本部「広域化による変化」	18
---------------------	----

消防通信～北から南から

北海道 旭川市消防本部「水と緑に輝く 北の拠点 旭川」	20
-----------------------------	----

消防通信～望楼

高崎市等広域消防局（群馬県）／横浜市消防局（神奈川県）／ 豊中市消防本部（大阪府）／枚方寝屋川消防組合（大阪府）	21
---	----

消防大学校だより

トップマネジメントコース（第14回）	22
平成23年度教育訓練実施状況について	23

報道発表等

最近の報道発表について（平成24年8月26日～9月25日）	24
-------------------------------	----

通知等

最近の通知	25
広報テーマ（10月分・11月分）	25

お知らせ

平成24年秋季全国火災予防運動	26
婦人（女性）防火クラブ活動の紹介と参加の呼びかけ	27
11月9日は「119番の日」 正しい119番緊急通報要領の呼びかけ	28

～迅速・確実な消防活動のために～



■ 表紙
消防大学校「救急科」
救急活動訓練を企画・運営する
ための総合シミュレーション

未来へ飛躍する 自由・自治都市 堺



堺市消防局長 辻本 厚夫

堺市は、古代には、世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳をはじめとする^も百舌鳥古墳群が築造され、また、中世には、わが国の海外交易の拠点として繁栄し、「自由・自治都市」を形成するなど、輝かしい歴史と伝統を有する都市です。

昨年、日本最大級となる「堺太陽光発電所」が全面運転を開始するとともに、ユネスコ「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」や「シンガポール共和国名誉総領事館」などの国際機関も開設されました。また、今年4月には、サッカーとフットサルのフィールドを22面備えた日本最大級の施設規模を有する「J-GREEN堺」において、将来のなでしこジャパンをめざす女子中学生を対象とした「JFAアカデミー堺」が開校しました。百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録に向けての取り組みや文化観光拠点の整備などを進め、国内外から多くの人々が訪れる、魅力にあふれ賑わいのあるまちづくりに取り組んでいます。

消防体制につきましては、平成20年9月30日に堺市と高石市の協議により堺市高石市消防組合を解散、同年10月1日に高石市の消防事務（消防団及び消防水利関係を除く）を受託し、一元的な防災体制として新たに堺市消防局を設置してから、はや4年が経過しました。

現在、当消防局では、消防防災拠点施設の整備として、老朽化した庁舎の移転建替事業を順次進めるとともに、東南海・南海地震など大規模災害の発生が懸念される中、自助・共助・公助の連携による地域総合防災力の向上を図るため、（仮称）堺市総合防災センター整備事業を推進しています。また、市民病院の移転建替と併せ、救急救命士を含む救急隊員の知識・技術の維持、向上を目的とした教育の拠点となる（仮称）救急ワークステーションの整備を進めています。

さらには本年10月1日より、大阪府から権限移譲された高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律並びに火薬類取締法に係る事務を新たに開始しましたが、当局が今まで培ってきたノウハウを活かし、消防法や石油コンビナート等災害防止法と併せた総合的な指導を行うことにより、更なる市民の安全・安心の向上に努めていきます。

近年、我が国では、社会・経済情勢に大きな変化が生じており、また、戦後から続いてきた経済成長を前提とする社会発展モデルも終焉を迎えようとしています。このような中、市民・子ども・産業・まちが元気で、本市が「未来へ飛躍する自由・自治都市」として発展を続けるためには、時代の変化を的確に捉えて、市政のあり方を変革していくことが必要です。消防機関としましても、この変化に的確に対応し、市民の安全・安心を確保するため、地域社会との連携のもと、総合的な危機管理体制の充実強化に全力をあげて取り組んでいきます。

消防組織法第31条に基づく市町村消防の 広域化に関する消防審議会中間答申

消防・救急課

去る9月7日に開催された消防審議会において吉井博明消防審議会会長から消防庁長官に消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化の今後のあり方に関して中間答申がなされました。

この中間答申は、本年3月16日に、消防庁長官から、「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方」について行われた諮問に対し、まずは、実現の期限である本年度末を目前に控えている消防組織法に定められた市町村消防の広域化（以下「広域化」という。）の今後のあり方につき、4度にわたる集中的な審議を経て、消防審議会できとりまとめたものです。

答申の概要を次のとおり紹介します。なお、本答申は、消防庁ホームページ（URL: <http://www.fdma.go.jp>）に掲載していますので、詳細については当該ページを参照してください。

1 基本的な考え方

これまで、国においては、平成6年以来、広域化を推進してきている（平成18年以降は同年に改正された消防組織法及び「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）により推進）が、現状では、広域化を行った消防本部においては住民の安全確保の向上等の成果が現れている一方、全体的に広域化の進捗は十分ではなく、地域ごとの進捗状況にも差異が見られる。

しかしながら、常備消防の体制強化のためには、全国的なお約60%を占める小規模消防本部における体制上や財政上の課題の解決が必須であることには変わりがなく、近年における東日本大震災等の大規模災害等も踏ま

えると、市町村消防の原則を基本としながらも、一市町村の枠を超えた広域的な対応及び所要の消防防災体制の整備が引き続き求められている。

2 広域化の評価及び継続の必要性

広域化を実現した消防本部における状況をみると、①住民の生命・財産を守る体制の強化を通じた住民の安全確保向上の実現、②予防業務・救急業務等の高度化・専門化の実現、③高度な装備・資機材の整備充実の実現、④人事異動・研修の充実など組織の活性化の実現といった成果が現れており、広域化は所期の成果を一定程度挙げていると考えてよい。その一方、①広域化に伴う消防力の配置替えに対する懸念、②消防本部と市町村との関係の希薄化に対する懸念、③具体的課題に対する意見の相違、④広域化を実現するために必要な事務負担の大きさへの懸念といった課題が、広域化が十分に進まない背景にあるものと考えられる。

以上を踏まえた上で、「基本指針」に定められた広域化の推進の期限（本年度末）後も、広域化による消防防災体制の強化がいまだ道半ばであること等にかんがみ、全体としては広域化の取組を引き続き推進することが必要である。

3 これまでの状況を踏まえた広域化に関する基本認識のあり方

今後、広域化を推進するに当たっては、地域の特性・実情を尊重する見地から、広域化に関する基本認識を見直すことが望ましい。その一つは、消防本部の規模目標の柔軟化である。現行の「基本指針」に定められている



広域化後の消防本部における管轄人口30万という規模目標については、これには必ずしもこだわらずに対応することが必要である。もう一つは、特に優先的に広域化に取り組む地域の重点化である。今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域や、広域化の気運が高い地域を、例えば都道府県が「重点地域」（仮称）として指定し、国が都道府県とともに重点的に支援するべきではないかと考える。この支援については、財政支援、情報提供その他の援助を含めて幅広く検討することが必要である。

これに加え、①広域化した消防本部の活動に対する市町村側からの関与の確保、②一部事務組合や広域連合の形態により消防本部が広域化された場合における機動的な意思決定の確保、③関係機関との連携の確保、④都道府県の役割の更なる発揮について、引き続き留意等が求められる。

4 広域化の実現の期限

広域化の新たな期限については、①「重点地域（仮称）」のうち小規模本部や非常備町村を含む優先的に支援を行う地域において広域化が実現するには相当の時間を要することが見込まれること、②平成25年度以降に期限を定めて広域化を予定している地域があること又は期

限は定めていないが広域化に向けた協議を継続している地域があること、③国による支援の継続によって広域化の実績が更に蓄積されることにより全国的に広域化を進める気運が醸成され、例えば広域化に向けた調整が難航している地域においても局面打開の契機となり得ること、④大規模災害等が発生する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれること、⑤過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあること等の点を勘案すると、現行の「基本指針」において定めた期間と同じく5年程度を延長

することが適当であると考え。

5 今後の広域化の取組の具体的な方向性

今後、広域化の推進に当たっては、以上で示された広域化の現状、基本認識のあり方を踏まえるとともに、広域化が進まない理由・課題に対応した、地域の実情に応じたきめ細かな取組が必要であり、そのため、①広域化の効果に関する先進事例の情報提供等、②消防本部と関係市町村との連携確保に関する先進事例の情報提供や制度上・運用上の仕組みの更なる検討、③具体的な事項の調整に関するノウハウに係る情報提供、④消防指令業務など一部事務の共同処理の推進の検討等、⑤都道府県への支援等の取組の方向性が求められる。

6 おわりに

消防庁においては、今年度末までの期限内における取組に努めつつ、この方針を踏まえて制度改正、財政支援、情報の提供その他の援助を含めて所要の措置を講じ、早期に本中間答申の実現に努めるよう要望する。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課広域化推進係 奥山
TEL: 03-5253-7522

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における 消防団活動のあり方等に関する検討会報告書の概要

防災課

1 はじめに

消防庁では、東日本大震災を受けて、消防審議会等での議論を踏まえ、昨年11月から「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を開催してきました。このたび、検討会の室崎益輝座長（関西学院大学教授）から消防団員の安全確保対策及び消防団の充実強化に向けた取り組みを中心とした報告書が消防庁長官に提出されましたので、その概要を紹介します。

2 報告書の概要について

（1）津波災害時の消防団員の安全確保対策の推進等

東日本大震災において多くの消防団員が公務で亡くなったこと等を受けて、津波災害時の消防団員の安全確保対策として、国、都道府県、市町村等が連携し、以下のような取り組みを推進すること。

- ① 地元気象台など関係機関と連携し、地震・津波の監視・観測体制の強化を図ること。
- ② 津波災害時の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備すること。その際、地域ごとに、地形の特性、津波到達までの予想時間等を基に、退避ルールの確立と、津波災害時の消防団活動の明確化を図る必要があること。
- ③ 津波警報等の情報を消防団員に伝達するための情報伝達体制の整備・確立を図ること。その際、情報伝達手段の多重化・双方向化に留意すること。
- ④ 消防団員の津波災害に対する知識と安全管理を高めるため、教育訓練の充実を図ること。
- ⑤ 津波災害に対しては、住民が率先して避難することが基本であり、そのため、住民とのハザードマップなどを活用したリスクコミュニケーションが重要である。避難場所や避難路の整備、海拔表示板の設置など、津波に強いまちづくりを進めるとともに、地域ぐるみの避難計画の作成、避難訓練の実施などを進めること。その際、消防団などの活動の限界及び

消防団の退避ルールについても住民に周知しておくことが重要である。

⑥ 消防団員の惨事ストレス対策に留意すること。

なお、詳細については、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告、本年3月9日付け消防災第100号「津波災害時の消防団の安全確保対策について」及び報告書本文の「3 東日本大震災における教訓と消防団員の安全確保対策等」を参照されたい。

（2）装備・教育訓練等の充実

東日本大震災における消防団の活動を踏まえ、その装備、教育訓練等に関して、大規模地震、特に津波の被害が想定される地域においては、以下のような点に留意して、その充実を図ること。

- ① 安全靴などの団員の基本装備の充実
- ② 無線等通信機器の整備
- ③ 大規模災害時において活動が長期化した場合等への備え（食糧、燃料、予備の装備、バックアップの仕組み）
- ④ 消防本部等との連携訓練の充実
- ⑤ 広域応援に備えた装備・訓練の充実

なお、詳細については、報告書本文の「4（1）装備・教育訓練等の充実」を参照されたい。

（3）消防団による広域応援及び関係機関との連携の推進

消防団員は他に生業等を有していること等から、離れた地域への長期間にわたる応援出動は難しいと考えられるが、比較的短期間、同一都道府県内や隣接した地域であれば応援出動することも可能と考えられ、地域の状況を知っていることから、他の実動部隊（緊急消防援助隊、警察、自衛隊）にはない独自の強みを発揮できるのではないかと考えられる。また、東日本大震災の経験を踏まえると消防団による広域応援が行われることにより、被



災地の消防団員の負担を少しでも軽減することが可能になるのではないかと考えられるため、消防団の相互応援協定の締結の促進等を図ること。

また、消防本部、消防団、警察、自衛隊といった部隊間の連携を推進すること。

なお、詳細については、報告書本文の「4 (2) 消防団による広域応援」、「4 (3) 消防本部・警察・自衛隊等との連携」を参照されたい。

(4) 消防団への入団促進を図るための取り組みの推進

「若者が入りやすい消防団へ」という観点から、以下のような取り組みを推進すること。

- ① 処遇の改善等（家族の理解）
- ② 事業所への働きかけ（事業所の理解）
- ③ 地域ぐるみの取り組み（地域の理解）
- ④ より多様で魅力ある消防団へ
 - 女性の入団促進
 - 大学・高校への働きかけ
 - 専門性の向上
 - 広域応援への取り組み
 - 防災教育の取り組み
 - 消防団の魅力の発信

なお、詳細については、報告書本文の「5 若者が入りやすい消防団へ」及び事例集を参照されたいが、「① 処遇の改善等」について特に次の点に留意いただきたい。

- ア 活動内容に応じた処遇の改善は重要であり、特に地震、風水害などの長時間（長期間）の活動を余儀なくされる大規模災害時の出動手当は、充実すべきと考えられること。
- イ 報酬、出動手当は団員本人に直接支給することとし、団活動に要する経費（燃料費、通信運搬費等）は別途予算措置すべきものであること。
- ウ 災害時の団員家族の安否確認の方法など、家族を含めた安全対策を平常時から検討すべきと考えられること。

(5) 地域の総合的な防災力の向上を図るための取り組みの推進

地域の総合的な防災力の向上を図るため、以下の点に留意した取り組みを推進すること。

- ① 大規模災害時において、消防団詰所は自主防災組織等との情報共有の拠点として重要。消防本部、消防団、自主防災組織などが役割分担し、協力して災害対応にあたること。必要に応じて消防隊（消防職団



室崎座長から久保消防庁長官への報告書の手交 平成24年8月30日

員）が、消火、救助などの活動に専念できるようなバックアップの仕組みを地域で準備しておくことも重要と考えられること。

- ② 平常時から市町村、消防本部、消防団、自主防災組織などで各種資機材や備蓄倉庫の点検、津波避難計画の作成や避難訓練などを実施しておくことが重要と考えられること。
- ③ 企業の自衛消防組織などとの連携を図ること。
- ④ 消防本部や消防団と学校等とが協力した防災教育への取り組みや災害伝承の取り組みが重要と考えられること。

なお、詳細については、報告書本文の「6 地域の総合的な防災力の向上のために」を参照されたい。

※ 報告書全文及び中間報告書は、消防庁ホームページでご覧いただけます。

「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書（平成24年8月）」

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2408/240830_1houdou/01_houkokusyo.pdf

「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書（平成24年3月）」

http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/index.pdf

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課消防団係 伊藤・三宅
TEL: 03-5253-7525

「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会（中間取りまとめ）」の概要

国民保護室

1 はじめに

東日本大震災、本年4月の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案、本年5月の茨城県等における竜巻災害等の災害や危機事案において、住民に対する情報伝達のあり方が切実な問題として問われた。市町村防災行政無線（同報系）等は、災害時の情報伝達において一定の役割を果たしていると考えられる一方、情報伝達手段の耐災害性の強化や迅速な情報伝達手段の確保、テレビ・ラジオとの連携等、様々な課題が明らかになってきている。

平成24年6月1日現在、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）の受信機を整備している市町村の割合は、98%を超え、気象警報や国民保護情報をはじめとする災害関連情報がJアラートにより市町村に伝達される体制の整備が図られてきた。

しかしながら、Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段を有する市町村の割合は、69.9%（平成24年6月1日現在）にとどまり、Jアラートによる自動起動が可能な手段は、市町村防災行政無線（同報系）を除くと、一部の音声告知端末、コミュニティ放送やケーブルテレビ等に限定されているのが現状である。

このような背景の下、消防庁においては、本年6月から「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」を開催したところである。

本年8月、主としてハード面を中心とする情報伝達のあり方について検討がなされてきた第1回から第3回にわたる検討会の議論を踏まえ、「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」の中間取りまとめが行われたので、その概要を紹介する。

なお、中間取りまとめの全文は、消防庁のウェブサイト（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載している。

2 情報伝達手段の整備に関する目標及び具体的な整備内容

地震・津波等の自然災害や国民保護事案等の災害時において、住民の安全の確保を図るため、国や地方公共団体から住民に対して、災害関連情報を確実にかつ迅速に伝達することが極めて重要である。そのため、消防庁においては次の目標が達成されるよう、都道府県と連携しな

がら、市町村の取組を推進する必要がある。

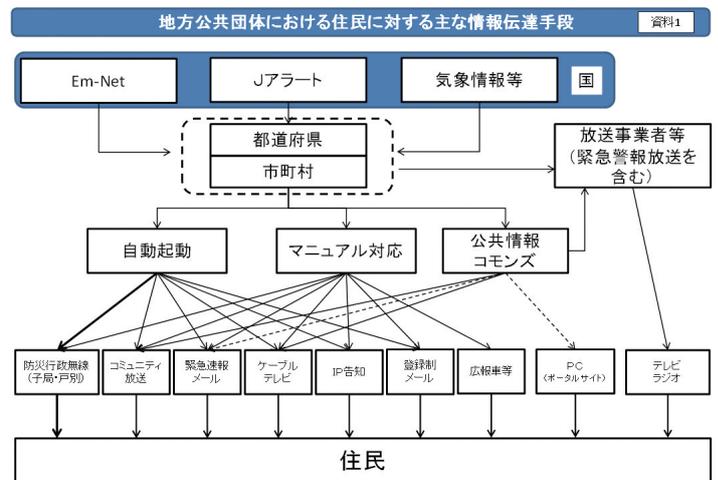
(1) 情報伝達手段の多重化・多様化の推進

すべての市町村において、地域の実情を踏まえつつ、情報伝達手段の多重化・多様化を推進することにより、住民が災害関連情報を確実に受け取ることができるような体制を構築する。（資料1参照）

(2) 迅速性に優れた情報伝達手段の確保

今年度を含め5カ年で（2016年までに）、すべての市町村において、Jアラートによる自動起動が可能な住民への情報伝達手段を確保する。

また、各市町村において、市町村防災行政無線（同



資料1 地方公共団体における住民に対する主な情報伝達手段

資料2 受信機の運用及びJアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の保有に関する市町村の状況(都道府県別)

総市町村1,742団体のうち、受信機運用市町村は合計1,719団体(98.7%)

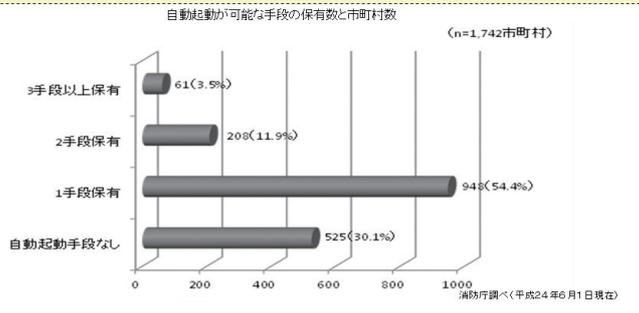
Jアラートによる自動起動が可能な市町村は合計1,217団体(69.9%)

消防庁調べ(平成24年6月1日現在)

Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の保有状況(手段別別)

※ 回答選択肢の8つの情報伝達手段(※)に関して、自動起動が可能な情報伝達手段を1つも備えていない市町村は、全体の30.1%にあたる525市町村であった。

※ 8つの情報伝達手段
 ○市町村防災行政無線(同報系) ○無線(屋外スピーカー) ○有線(屋外スピーカー) ○コミュニティFM
 ○CATV放送 ○音声告知端末 ○登録制メール ○緊急速報メール





報系)に限らず、できる限り複数の手段についてJアラートによる自動起動を可能とするよう努める。(資料2参照)

また、この2つの目標を達成するために、具体的に次のような内容について情報伝達手段の整備がなされる必要がある。

- ①システムの耐災害性の強化、②緊急速報メールの活用、③市町村防災行政無線(同報系)、緊急速報メール等の同報系システムの効果的な組み合わせ、④Jアラートによる自動起動、⑤公共情報コモンズの活用

各市町村においては、住民への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する必要があるといえる。

3 情報伝達に関する訓練及び試験

住民に対する情報伝達が確実かつ迅速に行われ、防災・減災に結びつくようにするため、次のように情報伝達に関する訓練及び試験を充実することが必要である。

- (1) Jアラートを活用した住民に対する情報伝達訓練(全国一斉放送等訓練、緊急地震速報訓練等)
- (2) 情報伝達手段に関する国と地方公共団体が連携した定期的な試験
- (3) 地方公共団体独自の訓練・試験

4 情報伝達手段に関する点検及び改善

災害時における情報伝達の実効性を高めるため、各地方公共団体においては、次のように、訓練等の機会を活用しつつ、日頃から情報伝達機器に関する設定及び動作状況、非常用電源、設備の耐震性等についての不断の点検を行うとともに、問題がある場合には速やかに改善することが必要である。

- (1) 日常的な点検及び改善
- (2) 訓練等の機会を活用した点検及び改善
- (3) 実際の災害事例を踏まえた点検及び改善

5 情報伝達に関する運用の改善

災害時における地方公共団体から住民等への情報伝達に当たっては、整備した情報伝達手段を用いて、どのように伝達を行うかについて、適切な運用が求められる。最近の災害や危機事案を踏まえ、次のような運用面の改善が必要と考えられる。

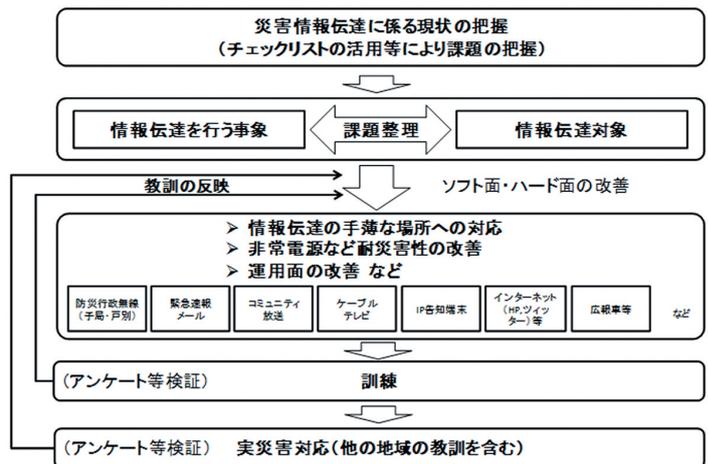
- (1) 危機感を伝える伝達

- (2) 防災事務従事者への情報の確実な伝達
- (3) 防災事務に従事する地方公共団体職員の能力向上による対応力の強化
- (4) 竜巻に関する注意喚起

6 災害情報伝達に関するチェックリスト

市町村においては、情報伝達手段の整備や防災訓練等の機会を捉え、住民に災害関連情報が伝わるかどうかについて確認しておくことが重要である。特に、情報伝達手段の耐災害性、世代間での活用する情報機器の違い、大規模集客施設、福祉施設、災害時要援護者等への災害情報伝達の方法等について、チェックリスト等により、課題を明らかにし、具体的な対策を講じていくことが必要である。市町村がこのような課題の分析を容易にできるよう、消防庁において様々な観点を盛り込んだ標準的なチェックリストを作成することが必要である。

災害情報伝達の改善イメージ



7 今後の検討に向けて

今後、本検討会において、積み残された課題である地方公共団体職員の人材育成・研修について検討し、年内に最終取りまとめを行う予定である。

各市町村における情報伝達手段の整備を促進するため、国においては具体的な支援措置を早急に検討することが必要である。

また、各地方公共団体における地域防災計画への反映(情報伝達手段の整備、訓練、人材育成等)についても留意する必要がある。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室 原尻、中野
TEL: 03-5253-7550

平成24年(1月～3月) における火災の概要 (概数)

防災情報室

1 総出火件数は、12,664件、 前年同期より3,741件の減少

平成24年(1月～3月)における総出火件数は、12,664件で、前年同期より3,741件減少(-22.8%)しています。

これは、おおよそ1日あたり139件、10分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別でみますと、次表のとおりです。

平成24年(1月～3月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	7,530	59.5%	▲897	-10.6%
車両火災	1,135	9.0%	▲185	-14.0%
林野火災	387	3.1%	▲488	-55.8%
船舶火災	16	0.1%	▲1	-5.9%
航空機火災	0	0.0%	0	0.0%
その他火災	3,596	28.4%	▲2,170	-37.6%
総火災件数	12,664	100%	▲3,741	-22.8%

2 総死者数は、677人、前年同期より54人の減少

火災による総死者数は、677人で、前年同期より54人減少(-7.4%)しています。

また、火災による負傷者は、2,074人で、前年同期より

り431人減少(-17.2%)しています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)数は、446人、前年同期より40人の減少

建物火災における死者553人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、492人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと、446人で、前年同期より40人減少(-8.2%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、89.0%で、出火件数の割合58.7%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の6割以上が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)446人のうち、65歳以上の高齢者は304人(68.2%)で、前年同期より18人減少(-5.6%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ254人(6人の減・-2.3%)、着衣着火35人(7人の増・+25.0%)、出火後再進入9人(2人の減・-18.2%)、その他148人(39人の減・-20.9%)となっています。

5 出火原因の第1位は、「放火」、続いて「たばこ」

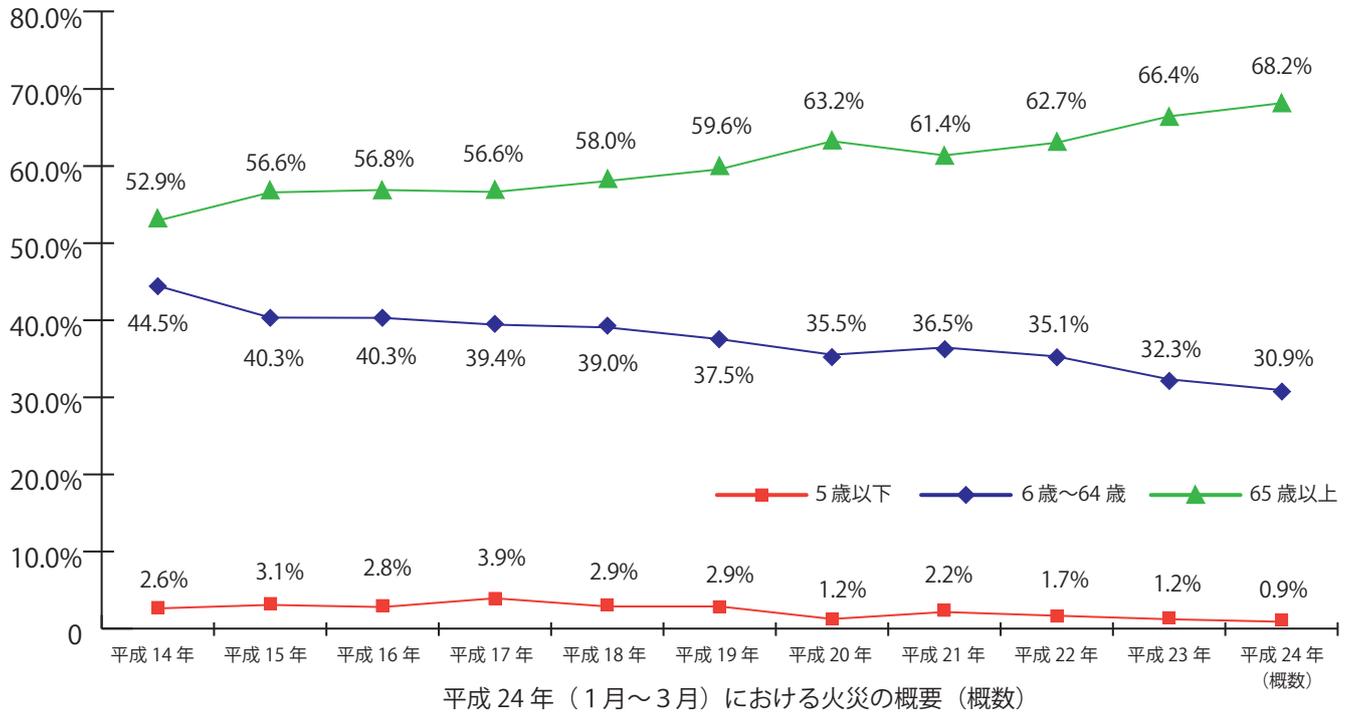
総出火件数の12,664件を出火原因別にみると、「放火」1,404件(11.1%)、「たばこ」1,208件(9.5%)、「こんろ」1,013件(8.0%)、「放火の疑い」912件(7.2%)、「ストーブ」831件(6.6%)の順となっています。

6 住宅防火対策への取り組み

平成16年6月の消防法改正により、全住宅の寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築

住宅火災死者（放火自殺者等を除く。）における年齢区分別割合の推移

※住宅火災死者は、死者の発生した建物用途による。



住宅については平成18年6月1日から、既存在宅についても市町村条例の規定により順次義務化され、昨年6月1日に全ての市町村で義務化されました。

消防庁では、平成20年12月の住宅用火災警報器設置推進会議において決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づき、報道機関や広報誌等と連携した広報の実施や消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防火組織等と連携した普及・啓発活動等により住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところですが、消防庁が平成23年6月時点で推計を行ったところ、全国の普及率は約71%に留まっています。

昨年6月にすべての住宅で義務化を迎えたことから、今まで開催してきた住宅用火災警報器設置推進会議を発展的に「住宅用火災警報器設置対策会議」とし、未だに住宅用火災警報器を設置していない世帯への対策を打ち出すとともに、既に設置している世帯への維持管理を周知することで住宅用火災警報器の設置定着を図っています。

また、広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資する住宅防火対策推進シンポジウムを平成23年度には全国4カ所で開催したほか、春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ、報道機関や消防機関等と連携した普及啓

発活動を行い、住宅用火災警報器等の設置対策活動を行っていきます。

7 放火火災防止への取組み

放火及び放火の疑いによる火災は、2,316件、総火災件数の18.3%を占めています。

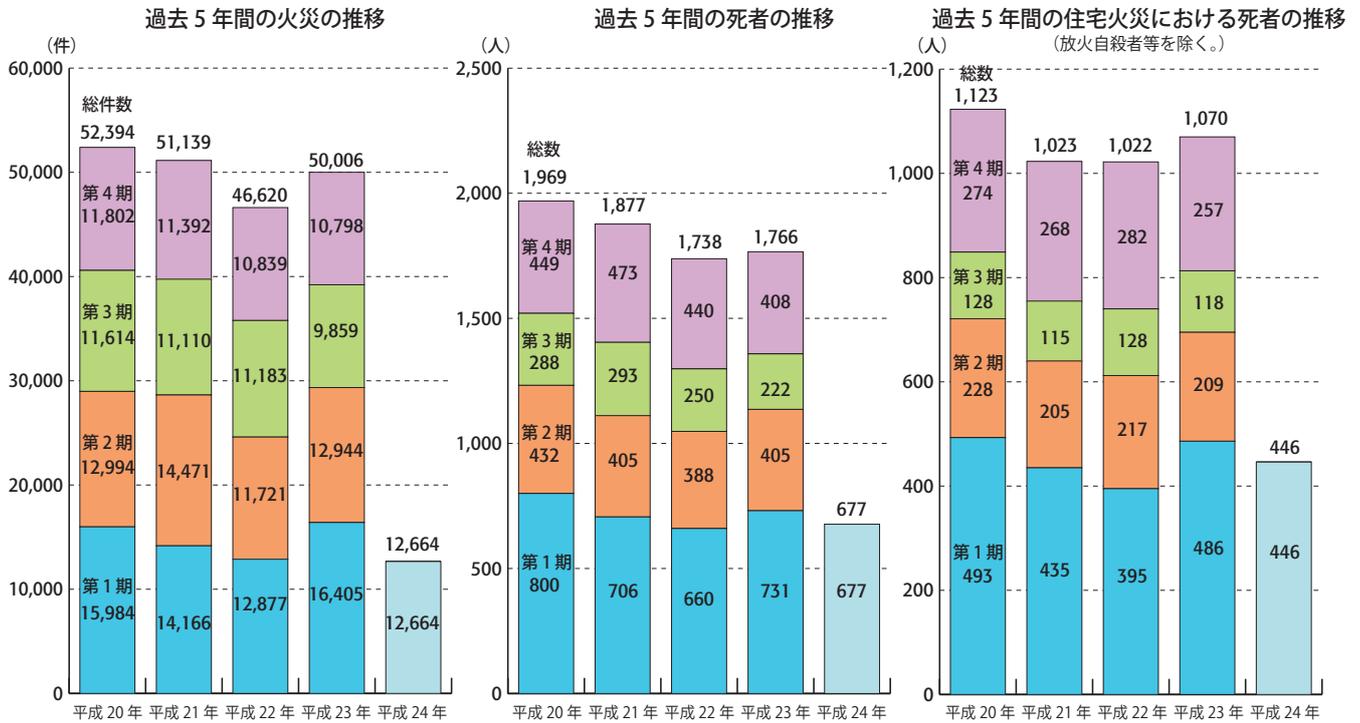
消防庁では、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組みが進められています。

8 林野火災防止への取組み

林野火災の件数は、387件で、前年同期より488件減少（-55.8%）し、延べ焼損面積は約53haで、前年同期より約1,250ha減少（-96.0%）しています。なお、前年同期の数値には東日本大震災で発生した林野火災4件、963haを含みます。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発している

平成24年（1月～3月）における火災の概要（概数）

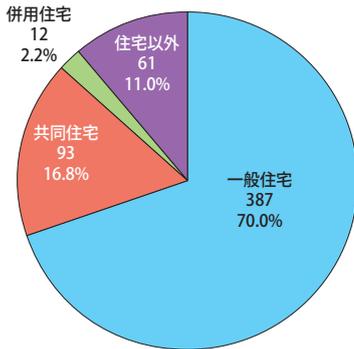


※1 本年データは概数値を、それ以外の各年のデータは確定値を使用
 ※2 第1期（1月～3月）、第2期（4月～6月）、第3期（7月～9月）、第4期（10月～12月）

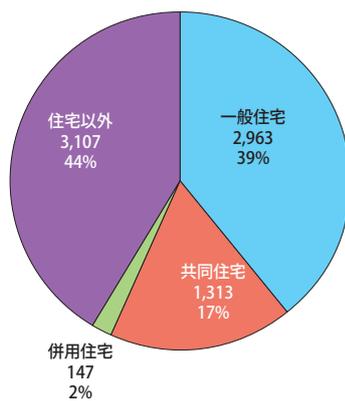
平成24年（1月～3月）における火災の概要（概数）

建物火災の死者 553人の内訳

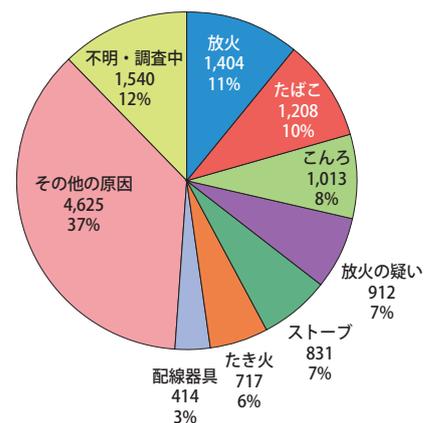
※死者の発生した建物用途による。



建物火災の出火件数 7,530件の内訳



出火原因の内訳 (全火災 12,664件)



ことから、本年も「林野火災に対する警戒の強化について（平成24年3月2日消防特第35号）」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間

中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成24年は「忘れない 山への感謝と 火の始末」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室 河田
 TEL: 03-5253-7526

少年消防クラブ交流会

防災課

8月7日から9日まで、北海道、東北、関東地方の少年消防クラブ18クラブ（クラブ員84名、指導者36名、合計120名）と岩手県の少年消防クラブ4クラブ（クラブ員15名、指導者5名）が参加して「少年消防クラブ交流会」が岩手県内で開催されました。この交流会は、東日本大震災被災地の消防団等から震災の教訓を学ぶとともに、他地域の少年消防クラブ員と交流を深めることにより、将来の地域防災の担い手（消防団等）育成を図ることを目的として、消防庁が（財）日本防火協会、（財）日本消防協会、岩手県、（財）岩手県消防協会並びに関係市町等のご協力を得て実施したものです。

少年消防クラブは、防火・防災思想の普及を図ることを目的として、少年少女で結成されている自主的な防災組織で、平成23年5月1日現在、全国に約5千の少年消防クラブがあり、約43万人のクラブ員と、指導者約1万5千人が活動しています。

交流会では1日目に陸前高田市の被災現場の視察を行いました。がれきの撤去は着実に進んでいるものの、津波により押しつぶされた車や、押し曲げられた建物の鉄骨を目の当たりにし、クラブ員はそれぞれ感じたことを一生懸命メモに記録していました。また、陸前高田市消防本部の岩崎消防長から東日本大震災当日の様子についてお話をいただき、「津波が事前の想定を超えて建物の3階の高さまで浸水した」、「自分が住む場所の危険箇所を確認して、どのように行動したら良いか考えておくこと」等のお言葉に、真剣に耳を傾けていました。その後、遠野市に移動し、遠野市の少年消防クラブも参加して各クラブの活動紹介や郷土芸能の語り部の鑑賞を行いました。

2日目は矢巾町に移動し、ヨーロッパ青少年消防オリンピックの競技種目を参考にホースの搬送やロープの結索等を取り入れた合同訓練を、矢巾町の少年消防クラブも参加して行いました。また、昼食時には、矢巾町消防団の方々から日頃の活動についてお話を伺いました。次に、岩手県総合防災センターに移動し、地震体験室や暗闇・煙体験室で地震や火災の恐怖を擬似体験したり、さまざまな災害の発生のしくみについて学習したりしまし

た。その後、盛岡市立区界高原少年自然の家（所在地は宮古市）に移動し、宮古消防署川井分署、宮古市消防団及び川内婦人消防協力隊のご協力の下、宮古市の少年消防クラブも参加して炊き出し訓練とキャンプファイヤーを行いました。炊き出し訓練では、まきの火力調整に苦勞しながらも、おいしいカレーライスができあがりました。キャンプファイヤーでは、レクレーションを通してクラブ員の親睦が深まりました。また、野外宿泊訓練として、参加者全員テントで宿泊し、団結を深めました。

3日目は、区界高原の新鮮な空気の中、全員でラジオ体操を行い、その後、野外活動として、山道のハイキングと小川で水晶探しをしました。

参加した少年消防クラブ員の皆さんには、交流会での体験も活かし、少年消防クラブ活動にさらに励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとして活躍されることを期待しています。



陸前高田市被災現場の視察



合同訓練の様子

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災係 浦田、中村
TEL: 03-5253-7525

平成24年防災功労者内閣総理大臣表彰式の開催

総務課

平成24年防災功労者内閣総理大臣表彰式が去る9月10日（月）グランドアーク半蔵門において、野田佳彦内閣総理大臣、大島敦総務副大臣などご臨席のもと、盛大に挙行されました。

防災功労者内閣総理大臣表彰は、毎年9月1日を「防災の日」とし、「政府、地方公共団体等関係諸機関を始め、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資する」という趣旨に基づき、行われているものです。

消防関係は、昨年11月9日に消防庁が実施した「消防職団員への感謝の集い」にて東日本大震災の被災地における救出・救助等災害活動に尽力した功績により総務大臣表彰を受賞した881団体のうち、特に功績顕著な83団体が受賞し、内閣総理大臣から表彰状が授与されました。

平成24年防災功労者内閣総理大臣表彰

消防本部・・・・・・・・32団体

消防団・・・・・・・・51団体



代表謝辞をされる宮古市消防団 山下修治団長

問合わせ先

消防庁総務課表彰係 小暮 TEL: 03-5253-7521



平成24年防災功労者内閣総理大臣表彰受賞者（消防関係）

第23回全国消防操法大会の開催

防災課

全国消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るとともに、消防活動の充実発展に寄与することを目的とし、日頃の訓練により培った消防操法技術を競い合う全国消防操法大会を東京都で開催します。

本大会においては、都道府県代表の消防団の皆さんが、迅速、確実、かつ安全に行動できるよう、日頃から訓練を重ね、消防操法技術の習得に励んでいる全国の消防団の中から、各都道府県の代表としてポンプ車の部24隊、小型ポンプの部23隊が出場します。

1. 開催日時及び場所

日時：平成24年10月7日（日）9時00分～16時30分
 場所：東京臨海広域防災公園
 （東京都江東区有明3-8-35）

2. 内容

- (1) 開会式 (9:00～10:00)
- (2) 操法開始 (10:00)
- (3) 休憩 (12:00～12:30)
- (4) 操法終了 (15:20)
- (5) 訓練展示 (15:20～16:00)
- (6) 表彰式 (16:00～16:20)
- (7) 閉会式 (16:20～16:30)



第22回全国消防操法大会風景（平成22年度）
 【蒲郡ポートレース場（愛知県蒲郡市）】

3. 参加人員

約5,000名

4. 操法種目等

全国消防操法大会は、消防用機械器具の取扱い及び操作の基本について、その技術を競う大会であり、その中で競技される消防ポンプ操法は2種類あります。

1つ目が、消防ポンプ自動車を使用する「ポンプ車操法」、2つ目が、持ち運び可能な小型動力ポンプを使用する「小型ポンプ操法」です。



ポンプ車操法



小型ポンプ操法

5. 操法競技

消防ポンプ自動車等からホースをつなげてのぼし、放水し火点（標的）を倒します。

6. 審査の要点

「士気、規律」「迅速な行動、動作、チームワーク」「確実な操作」「消防用機械器具の精通とその愛護」「各隊員の安全」を要点に審査します。



震災対応訓練



救助資機材搭載型の車両（例）及び主な資機材



7. 訓練展示

消防団の幅広い活動に理解を深めてもらうため、救助資機材搭載型の車両を活用し、震災時を想定した訓練を実施します。

(1) 訓練内容

相模湾を震源とした震度6強から7の地震が東海地方から関東地方にかけ発生し、併せて大津波警報が発表され、津波による多数の家屋の倒壊、流出等により多くの要救助者が発生するとともに、火災も発生したとの想定の中で、出場消防団が救助資機材搭載型の車両及び救助資機材等を活用し、安全面にも配慮した避難誘導、救助活動、消火活動等を行います。

(2) 訓練出動団

- 【東京都】 向島消防団、深川消防団、城東消防団、青梅市消防団
- 【埼玉県】 坂戸市消防団
- 【千葉県】 銚子市消防団
- 【茨城県】 取手市消防団

8. 主催及び協力

<主催>

消防庁、財団法人日本消防協会

<共催>

東京臨海広域防災公園

<協力>

東京都、社団法人東京都消防協会、東京都消防長会、東京消防庁

9. 出場順及び出場消防団

ポンプ車の部		
	都道府県	消防団名
1	岡山県	和気町消防団
2	宮城県	登米市消防団
3	千葉県	君津市消防団
4	島根県	益田市消防団
5	山梨県	笛吹市消防団
6	鹿児島県	中種子町消防団
7	東京都	日の出町消防団
8	福島県	塙町消防団
9	兵庫県	南あわじ市消防団
10	岩手県	二戸市消防団
11	大分県	九重町消防団
12	新潟県	村上市消防団
13	滋賀県	野洲市消防団
14	山口県	下関市消防団
15	佐賀県	鳥栖市消防団
16	愛媛県	伊方町消防団
17	奈良県	葛城市消防団
18	岐阜県	恵那市消防団
19	京都府	与謝野町消防団
20	群馬県	沼田市消防団
21	石川県	かほく市消防団
22	広島県	福山市消防団
23	青森県	十和田市消防団
24	愛知県	大府市消防団

小型ポンプの部		
	都道府県	消防団名
1	三重県	鈴鹿市消防団
2	福井県	大野市消防団
3	神奈川県	南足柄市消防団
4	徳島県	阿南市消防団
5	栃木県	さくら市消防団
6	秋田県	三種町消防団
7	長崎県	壱岐市消防団
8	埼玉県	小鹿野町消防団
9	長野県	松本市消防団
10	宮崎県	都農町消防団
11	茨城県	阿見町消防団
12	高知県	本山町消防団
13	和歌山県	有田市消防団
14	香川県	直島町消防団
15	北海道	別海消防団
16	沖縄県	浦添市消防団
17	大阪府	柏原市消防団
18	静岡県	静岡市消防団
19	富山県	高岡市消防団
20	山形県	新庄市消防団
21	福岡県	福岡市東消防団
22	熊本県	天草市消防団
23	鳥取県	米子市消防団

※ポンプ車の部の出場順については、奇数が1コース、偶数が2コース

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課消防団係 伊藤、金丸
TEL: 03-5253-7525

緊急消防援助隊情報

支援情報共有ツールの運用開始について

広域応援室

1. はじめに

支援情報共有ツールは、大規模地震等が発生して緊急消防援助隊又は都道府県内消防相互応援隊が出動した場合に、受援都道府県、被災地管轄消防本部又は陸上部隊先遣隊等が被災状況、道路状況及び燃料補給可能場所等の情報を入力することにより、関係機関が情報を共有し、消防活動等が円滑に行われることを目的として開発されたツールで、平成24年8月6日から運用開始となりました。

2. ツールの概要について

(1) 情報入力

入力する情報は、被災都道府県ごとに、次に掲げる事項について入力します。

ア 重要情報

災害対策本部の設置状況等の消防活動全般に関する重要情報

イ 被害状況

災害概要、人的被害及び建物被害等の被害情報

ウ 伝達事項

被災地において必要となる資機材等の後方支援に関する情報

エ 道路情報

被災地及び被災地に向かう途上の主要道路の通

行に関する情報

オ 燃料補給

被災地及び被災地に向かう途上の燃料補給に関する情報

カ その他

上記以外の物資補給可能場所等の必要な情報

(2) 情報収集

支援情報共有ツールは、タブレット端末又はスマートフォン等を使用して、インターネット環境が整っている場所であれば、被災地に向かう途上など、さまざまな場所において情報収集が可能です。

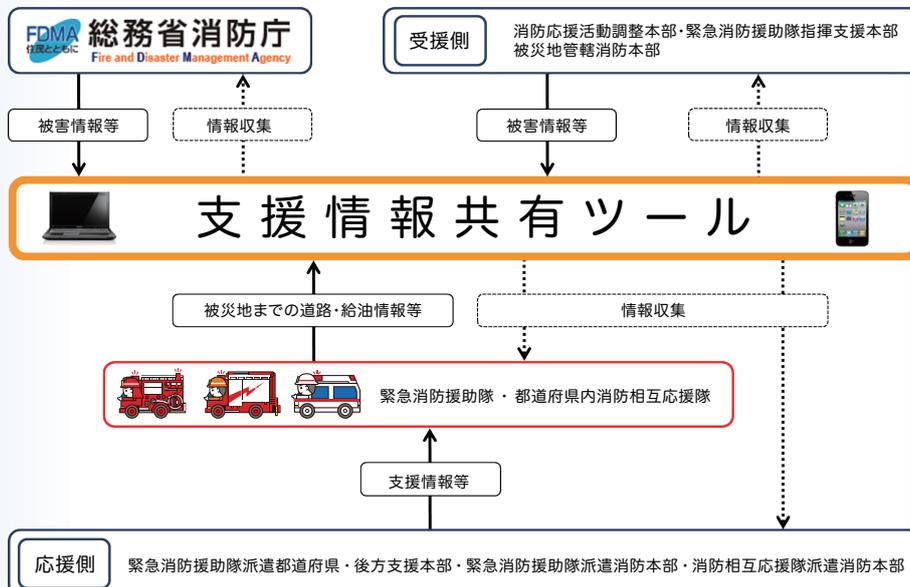
3. おわりに

緊急消防援助隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、緊急消防援助隊ブロック合同訓練及び都道府県総合防災訓練等で積極的に活用するとともに、今後も定期的な訓練を行うことを予定していますので、関係消防機関につきましてはご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室 高池
TEL: 03-5253-7527

支援情報共有ツール活用イメージ図



久留米広域消防本部

広域化による変化

豊かな自然に恵まれた 福岡県南部の拠点都市圏

久留米広域消防本部は、平成21年4月に久留米市消防本部と福岡県南広域消防組合消防本部とが統合し誕生した、3市2町（久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町）を管轄とする管内面積434.15km²、人口約42万人の消防本部です。



管内は、九州の北部、福岡県南西部に位置し、東西に連なる耳納の山々から望む管内は、有明海に注ぐ九州一の大河筑後川が貫流し、筑後川に沿って広大な筑紫平野が広がる温暖で四季の変化に富んだ気候風土に恵まれた地域となっています。

管内の中心である中核市・久留米市は、九州における交通の要衝に位置しており、流通の拠点として古くから筑後地方の中心都市として発展してきました。また現在では、第3次医療機関を2箇所持つなど、救急医療体制が充実しており、生活圏を越えた九州北部の広域医療拠点となっているのも特徴の一つです。管内の構成市町は、この久留米市を中心に、豊かな自然を持ち、歴史的資源にも恵まれ、北部では都市化傾向が見られるなど、特色あるエリアを形成しています。また、筑後川によって形成された肥沃な沖積地では、米・麦のほか多種類の野菜や果物の生産が盛んであり、県内でも有数の生産地となっています。

広域化に至る経緯

福岡県久留米市は、平成17年2月に近隣の4

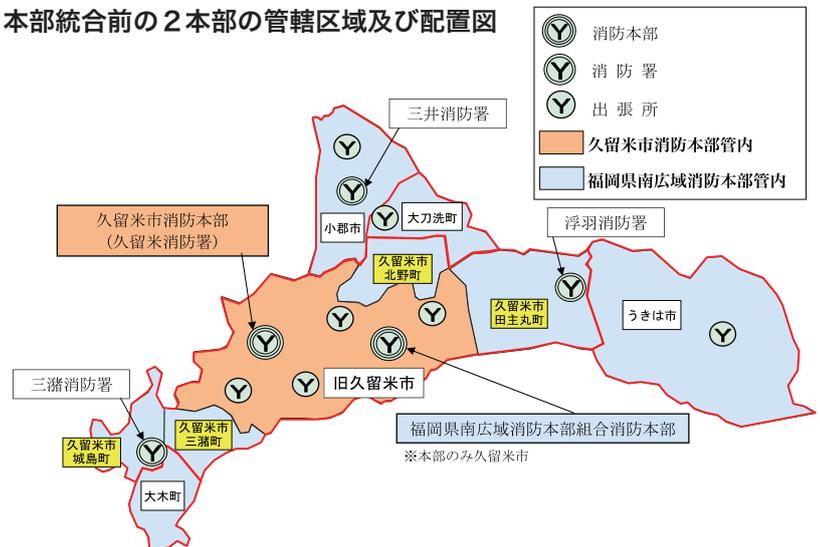
町（田主丸町、北野町、城島町、三潴町）との合併により、人口が30万人を超え、平成20年4月に中核市へと移行しました。

常備消防体制については、平成14年7月に久留米市合併に伴う消防体制の協議を開始し、平成16年8月に「久留米広域消防検討委員会」を設置、広域化に向けた具体的な検討を開始しました。

久留米市と4町との合併後は、福岡県南広域消防組合への影響に配慮し、旧久留米市地域を久留米市消防本部が管轄し、旧4町地域については従来通り福岡県南広域消防組合消防本部が管轄することとなり、その結果として、1つの自治体（久留米市）を2つの消防本部が管轄するといった特異な状況が生まれました。このことから、両本部の間で新たな応援協定により消防力を増強させるなど、合併後の旧4町を含む新市の消防サービスの均衡を図り、さらに平成19年4月には、広域化の先駆けとして、福岡県南広域消防組合の通信指令業務を久留米市に事務委託し、全国で初めてとなる事務委託方式による通信指令業務の共同運用を開始しました。

また、同じく平成19年4月、「久留米地域消防広域化推進協議会」を設置し、統合方式、統合の時期、新消防本部の名称その他、各方面での協議を重ね、平成21年4月1日、関係する市町で構成される既存の「久留米広域市町村圏事務組合」に消防事務を追加し、久留米広域市町村圏事務組合の複合事務として、久留米広域消防本部が発足しました。

本部統合前の2本部の管轄区域及び配置図



広域化のメリット

1. 住民サービスの向上

- ①複数の消防部隊の運用により、第1次出動隊数が増加し、初動体制の強化が可能となるとともに、第2次出動体制及び2次的災害に備えた補充体制の確保も可能となっています。
- ②旧4町の一部地域において、旧福岡県南広域消防組合よりも旧久留米市消防本部から出動した方が近いエリアがあり、広域化後は直近主義を採用していることから、その地域における現場到着時間の短縮が実現しました。
- ③旧福岡県南広域消防組合の3消防署は、それぞれの管内が互いに隣接していなかったため、旧久留米市消防本部との広域化によって、久留米消防署を含む4消防署が隣接することとなり、署所間の連携強化が可能となっています。梯子車を必要とする災害の場合、統合による出動計画の見直しにより、直近の消防署からの出動が可能となったため、大幅な時間短縮が実現しました。

実際に、平成22年5月31日、久留米市三潞町で発生した大規模木造火災では、久留米消防署から梯子車が出動し、被害の拡大を最小限に抑えるなど、広域化による効果も現れています。

2. 人員配置の効率化と充実

- ①本部要員の合理化

2消防本部の本部要員等は合計で69名でしたが、統合後は58名体制となり、統合に伴う要因効果が11名生まれ、現場活動要員の増員及び幅広い分野への人事交流・派遣研修等が可能となっています。
- ②署所体制の強化

総務部門・通信指令業務等の一元化により得られる要因効果により、災害現場部門の高度化・専門化など、消防力の充実を視点に職員を配置することができ、署所体制を強化することが可能となりました。当消防本部では、平成23年10月、高度救助隊を発足させ、現在は管内全域の救助事案等に対応しています。
- ③予防・救急業務等の高度化及び専門化

4署間の相互応援や職員が増強されることにより、予防・救急業務など、より高度な知識や高い技術を身につけた職員の育成がこれまでと比較して容易になり、業務の高度化、専門化につながっています。

3. 消防体制の基盤強化について

財政規模の拡大に伴い、高度な資機材の計画的な整備が可能となっています。これまでは、様々な資機材を2消防本部がそれぞれ整備を行っていましたが、合理化できるものは合理化し、計画的かつ効率的な整備が可能となりました。



また、一般に言われるスケールメリットとして、大量発注による1件あたりの購入コストの削減が挙げられますが、消防行政においても同様に、消防被服や消防資機材等を大量発注することで購入コストを抑制でき、消防緊急指令システムについてもランニングコストの削減に繋がっています。

現在の取り組み

現在、当消防本部をはじめ福岡県筑後地域の8消防本部（久留米広域消防本部、大牟田市消防本部、柳川市消防本部、八女消防本部、筑後市消防本部、大川市消防本部、甘木・朝倉消防本部及びみやま市消防本部）では、平成28年4月1日の消防通信指令事務の共同運用の開始を目指して、平成24年4月1日に「筑後地域消防通信指令事務協議会」を設置しています。

この共同運用は、10市4町1村の人口約93万人、1,660km²を管轄することとなり、現在は、消防指令センター庁舎、指令システム及び消防救急デジタル無線などの施設を共同で整備するため、その設計業務に取り組んでいます。

おわりに

今年7月の九州北部豪雨では、久留米広域消防本部管内でも甚大な被害が発生し、被災地では現在でも復旧・復興に向けた作業が続いています。被災地の1日でも早い復興を願うとともに、これから先も管内住民の生命・身体・財産を守るため、久留米広域消防本部職員一同、全力で消防行政に取り組んでまいります。



北海道 旭川市消防本部
消防長 小野田 実

水と緑に輝く 北の拠点 旭川

北海道のほぼ中央に位置し、人口約35万人の北海道第2の都市、旭川。周囲を雄大な大雪山連峰に抱かれ、街中には石狩川をはじめとする168本もの河川が流れ、四季折々の表情が美しいまちです。上川盆地の中に位置しているため、夏と冬の寒暖差が大きく、夏は30度以上から、冬はマイナス25度以下と、実に60度もの寒暖差があります。とりわけ、



旭川のゆるキャラ
「あさっぴー」

寒さの厳しい冬には、一面銀世界に覆われ、ダイヤモンドダストを見ることが出来ます。また、近年全国的な人気を誇るようになった旭山動物園をはじめ、冷涼な気候と広大な大地を活かして生まれた良質な米やそば、ラーメン・しょうゆ焼きそばなどの名物を背景に、観光を切り口とした新たなまちづくりの展望が開けつつあります。平成22年からは「北の恵み 食べマルシェ」と題して、北海道最大級の食のイベントを開催し、毎年延べ70万人以上の人々が北の食文化に触れて、賑わいを見せています。本市では、このような貴重な財産である地域資源の魅力を改めて認識するとともに、人が輝き、北の文化がかおるまちになるよう、市民自らが参加し行政と一体となってまちづくりに取り組んでいます。



食べマルシェ

消防体制

旭川市消防本部は現在、管轄面積747.6km²に1本部2署9出張所3分遣所を配置、さらに、平成20年からは防災活動拠点として総合防災センター中核施設の運用を行い、職員364名で日夜市民の安心・安全の確保に努めています。また、地域防災の要である旭川市消防団は、1本部34分団673名の消防団員で組織し、地域の消防防災リーダーとして地域に密着した様々な活動を展開しています。

安心・安全都市の実現に向けて

旭川市は30年以内に震度6弱以上の地震が起きる確率が0.2%とされ、地理的に台風の影響も受けにくく、全国的にも有数の災害が少ないまちであると言えます。しかしながら、いつ起こるかかわからない災害に備え、いかに市民の防災意識を高め、さらなる安心・安全都市を実現するかが今後の課題です。今年の2月には、初の冬季防災訓練を実施し、気温マイナス25度の中、避難所生活を体験することで、今後の避難所生活の参考となる備蓄物品などの様々な意見を得ることができました。また、本市では、一人暮らしの高齢者などに火災・救急などの緊急時の連絡体制を確保するため、緊急通報システム「ホットライン119」を運用していますが、市民の高齢化が進むとともに利用希望者が増加したため、このシステム事業の安定性や利用者の公平性の確保、また、郊外地域の設置拡充などを目的に、平成23年に条例を制定・施行しました。さらに、消防団や婦人防火クラブと連携し、高齢者への戸別訪問による防火指導などの強化を図り、高齢者への安全・安心の確保に努めています。



総合防災センター中核施設



冬季防災訓練

結びに

大きく変化する環境の中、市民の消防行政に対する期待や需要はますます高まっています。旭川市消防本部は、「安心・安全都市あさひかわ」の実現に向けて、各関係機関との連携や地域に根ざした活動を通して、市民の皆様の負託に応えるべく、全力で消防行政に取り組んでいきます。

第3回ファイヤーフェスタを開催

高崎市等広域消防局

平成24年9月1日の「防災の日」に、高崎市等広域消防局は、「学ぼう！防災 ～見る・知る・体験する～」をテーマに防災意識の向上及び消防PRのため、「第3回ファイヤーフェスタ」を開催しました。当日は、「消火器体験」や「心肺蘇生法体験」、「起震車による地震体験」などを実施したほか、「住宅用火災警報器の設置」や「救急車の適性利用」、「消防団員募集」を広く市民に学んでいただきました。なかでも当消防局職員による寸劇を交えたPRは好評を博し、大盛況となりました。



ファイヤーフェスタを盛り上げたメンバー達

高齢者体験研修を実施

横浜市消防局

平成24年9月4日、5日の両日、横浜市消防局西消防署では、進展する高齢化と高齢者の救急搬送の増加などに対応するため、横浜市西区社会福祉協議会の職員を講師に迎え、高齢者に関する講義を受けた後、高齢者体験研修を実施しました。研修では、高齢者体験セットを装着しての階段の上り下りや、視界の悪くなるゴーグルを付けての文字の読み書き、横になって起き上がる動作、車いすの操作、乗車体験を行いました。

体験研修は全職員が行い、高齢者に優しい消防の実践を目指しました。



車椅子体験の様子

消防通信 望楼 ぼうろう

「防災の日 キッズ防災フェスティバル」

豊中市消防本部

豊中市北消防署は、平成24年9月1日と2日、市内千里阪急百貨店屋上で「防災の日 キッズ防災フェスティバル」を実施しました。初日は、豊中市職員有志と武庫川女子大学北島ゼミとのコラボによる、災害時にあわてて怪我をしないストレッチ体操が紹介され、市民も一緒に柔軟な体づくりに参加しました。2日目にはAEDで蘇生した市民と消防職員がダンスを交えた寸劇で会場を大いに沸かせたほか、各種防災コーナーも盛況で、2日間で約500人の市民が参加する防災アピールの機会となりました。



柔軟な体づくりに市民も参加

消防組合初の取り組み「消防吏員採用説明会」を開催！

枚方寝屋川消防組合

枚方寝屋川消防組合は、平成24年8月22日、「誇れる仕事を誇る仲間と」をキャッチフレーズに、消防吏員希望者119名を対象とする初の採用説明会を開催。当組織や消防業務、採用試験、東日本大震災の活動体験談の紹介、パネルディスカッションや意見交換会を行いました。特に当消防組合独自の「新人職員育成マニュアル」は「現場や訓練の様子がわかった」「新人職員育成に魅力を感じた」など大変好評でした。当消防組合は、優秀な人材を確保できるように、一丸となって取り組んでまいります。



「絶対入りたい」という声も聞かれた採用説明会

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

■ トップマネジメントコース(第14回)

トップマネジメントコースは、平成17年から地方公共団体の首長等を対象として大規模災害発生時における対応能力を習得することを目的に実施し、今回で14回目となりました。

本年度は、7月20日、東京都千代田区のスクワール麹町において開催し、市町の首長をはじめ消防長などの危機管理者91名が受講しました。

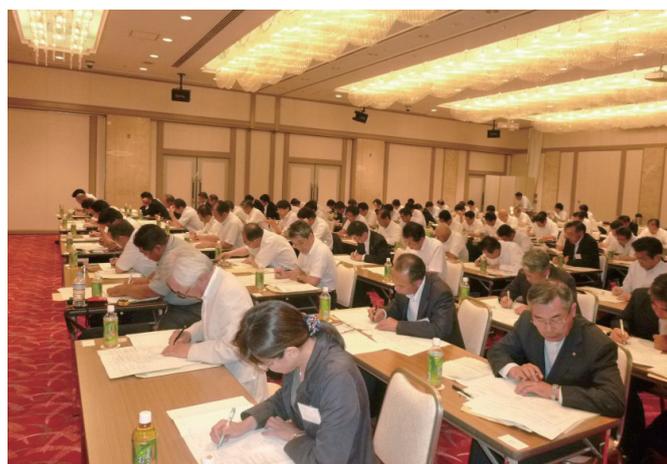
午前中は、東京経済大学吉井博明教授を講師に迎え、「自然災害に対する危機管理～災害情報に関する10の経験則～」と題する講義を行い、災害時の情報をいかにコントロールするのか、災害情報の処理を行うことでいかにリーダーシップを発揮するかを過去の多数の災害を例に教授いただきました。午後は、Blog防災・危機管理トレーニング主宰の日野宗門先生による危機管理演習

「状況予測型の図上訓練」で、演習内容は、「震度6強程度の地震発生」のシナリオ想定の下、地震発生直後から3日後までを3時期に分け、状況等の予測、対応、課題について検討及び整理をしました。続いての評価・検証では、コメンテーターとして、先の東日本大震災において最前線で震災対応に当たられた宮城県危機対策部門のリーダーである宮城県総務部小松宏行危機対策企画専門監、地震・防災行政に積極的に取り組んでいる静岡県危機管理部小平隆弘危機調整監、消防庁で災害・事故等の緊急事態発生時における情報集約等の初動対応を担当する国民保護・防災部山口英樹課長を迎え、専門的立場から助言をいただきました。

受講者は、いずれの講義・演習においても熱心に聴講し、積極的に質疑を行っていました。

受講者からは、「過去の災害に学び、どのような対応を行えば良いのかが示され大変参考になった。」「自分で対応を真剣に考えることができた。」「予測、想定的重要性を理解、認識した。」等の感想が多く寄せられました。

本コースの受講生が各地域における危機管理体制強化の原動力となることを期待いたします。



問い合わせ先

消防庁消防大学校教務部 平川助教授
TEL: 0422-46-1712

平成23年度教育訓練実施状況について

平成23年度の教育訓練の実施状況は下表のとおりです。
これまでの消防大学校における実績とともにお知らせします。

区 分		消防講習所	消防大学校			卒業生数 合計	
		昭和23.6～ 昭和34.3 卒業生数	昭和34.4 ～平成23.3 卒業生数	平成23年度			
				回数	卒業生数		
学 科	総合教育	幹部科	(未実施)	3,578	4	254	3,832
		上級幹部科	668	3,728	1	48	4,444
		新任消防長・学校長科	(未実施)	464	1※	72	536
		消防団長科	453	1,813	2	47	2,313
	専科教育	警防科	(未実施)	5,935	2	120	6,055
		救助科		2,921	1※	60	2,981
		救急科	3,359	1	36	3,395	
		予防科	386	5,691	2	95	6,172
		危険物科	(未実施)	503	1	34	537
		火災調査科		961	2	96	1,057
		新任教官科		546	1	87	633
	その他	本 科	796	2,558	(統合済)		3,354
		(専修科等)	817	840	(廃止済)		1,657
	計		3,120	32,897	18	949	36,966
実 務 講 習	緊急消防援助隊 教育科	指揮隊長コース	(未実施)	465	0※	0	465
		高度救助・特別高度救助コース		236	1	69	305
		NBCコース		480	1	63	543
		航空隊長コース		249	1※	36	285
	防災教育科・ 危機管理	トップマネジメントコース		1,100	1	91	1,191
		危機管理・国民保護コース		2,492	1	73	2,565
		自主防災組織育成コース		330	1	50	380
	その他	新任消防長・学校長コース		78	(学科移行)		78
		火災調査講習会		2,640	(学科移行)		2,640
		消防教育訓練コース		4,008	(学科移行)		4,008
		消防学校長研修会等		994	(廃止済)		994
		航空隊コース		668	(廃止済)		668
	計			0	13,740	6	382
合 計		3,120	46,637	24	1,331	51,088	

注 1 過去の教育訓練は、内容に応じて現行区分により整理しています。

注 2 平成23年度は、東日本大震災の発生により一部の学科・実務講習を中止しています。(※)

問合わせ先

消防庁消防大学校教務部 久富事務官
TEL: 0422-46-1714



最近の報道発表について (平成24年8月26日～9月25日)

<総務課>

24.9.7	<u>平成24年防災功労者内閣総理大臣表彰 (消防関係)</u>	平成24年防災功労者内閣総理大臣表彰が行われ、83団体が防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞されました。
--------	----------------------------------	--

<消防・救急課>

24.9.7	<u>消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申</u>	平成24年3月16日の消防庁長官から消防審議会への諮問事項「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方」のうち、「消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化」について中間答申として取りまとめられました。
--------	---------------------------------------	---

<救急企画室>

24.9.18	<u>平成24年8月の熱中症による救急搬送の状況</u>	平成24年8月の熱中症による全国の救急搬送の状況(確定値)を取りまとめました。熱中症による救急搬送人員は18,573人で、平成23年8月の熱中症による救急搬送人員17,566人と比べて、約5.7%の増加となりました。
---------	------------------------------	--

<特殊災害室>

24.8.30	<u>平成23年中の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所において発生した事故の概要の公表</u>	東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波並びにそれ以外の地震により、特定事業所においても火災や石油等の漏洩等の事故が293件発生しており、地震・津波以外による一般事故213件と合わせ、全体の総件数は過去最多の506件となっています。
---------	--	---

<防災課>

24.8.30	<u>「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」報告書の公表</u>	「津波災害時の消防団員の安全確保対策」、「装備・教育訓練等の充実」、「消防団による広域応援及び関係機関との連携の推進」、「消防団への入団促進を図るための取組の推進」、「地域の総合的な防災力の向上を図るための取組の推進」を柱とした報告書が取りまとめられました。
24.9.24	<u>全国消防操法大会の開催</u>	全国消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るとともに、消防活動の充実発展に寄与することを目的とし、日頃の訓練により培った消防操法技術を競い合う全国消防操法大会が、平成24年10月7日(日)に東京都で開催されます。

<国民保護室・国民保護運用室>

24.9.19	<u>全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉自動放送等訓練の実施結果(速報)</u>	平成24年9月12日(水)に実施した、国からの緊急情報を市町村防災行政無線(同報系)などを用いて伝達する、全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉自動放送等訓練の結果(速報)をとりまとめました。
---------	---	---

<消防研究センター>

24.9.12	<u>平成24年度消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する表彰受賞作品の決定</u>	消防防災機器等の優れた開発・改良を行った方、消防防災科学に関する優れた論文を著した方、原因調査に関する優れた事例報告を著した方を消防庁長官が表彰するもので、全国の消防機関、消防機器メーカー等から応募のあった総計56編中、23編が受賞作品として決定しました。
---------	--	--



最近の通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	平成24年9月18日	都道府県消防防災主管課	消防庁予防課	住宅防火対策推進協議会による「平成24年度高齢者等への住宅防火対策モデル事業」の実施について
消防危 第208号	平成24年9月12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	既設の地下貯蔵タンクに対する流出事故防止対策の徹底について
消防予 第332号	平成24年9月6日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成24年秋季全国火災予防運動の実施について
消防予 第330号	平成24年9月6日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	平成24年秋季全国火災予防運動の実施について

広報テーマ

10 月		11 月	
① ガス機器による火災及びガス事故の防止	予防課 防災課 参事官 防災課	① 秋季全国火災予防運動	予防課 防災課 防災情報室
② 火山災害に対する備え		② 婦人（女性）防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ	
③ 消防の国際協力に対する理解の推進		③ 正しい119番通報要領の呼びかけ 《11月9日は「119番の日」》	
④ 地震に対する日常の備え			



平成24年秋季全国火災予防運動

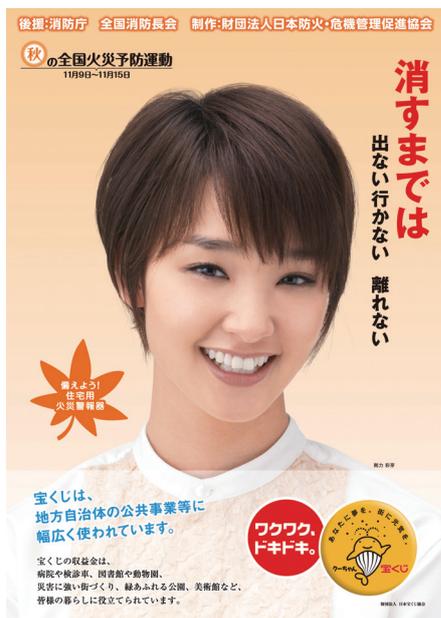
予防課

消防庁では、「消すまでは 出ない行かない 離れない」を平成24年度全国統一防火標語とし、平24年11月9日から15日までの7日間にわたり、平成24年秋季全国火災予防運動を実施します。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者及び財産の損失を防ぐことを目的として、毎年「119番の日」である11月9日（一部地域を除く。）から毎年実施されているものです。この運動期間中には、各地で住宅防火診断、防火講演会、防災訓練など様々な行事やイベントの開催が予定されておりますので、防火に対する正しい知識・技能習得のため、積極的に参加していただくようお願いします。

なお、今回の火災予防運動では、平成23年6月に住宅用火災警報器の設置が全国で義務化されたことから、未設置世帯に対する働きかけ及び適切な維持管理に関する周知をはじめ、総合的な住宅防火対策の推進についての積極的な広報や火災の主要発生原因の一つとなっている「たばこ」に関して注意喚起広報を行う「たばこ火災防止キャンペーン」を実施します。

また、本年5月に発生した広島県福山市のホテル火災を踏まえ、関係部局と連携した消防法令違反の是正とあわせ、夜間を想定し施設の実情を踏まえた訓練の実施、避難経路や防火戸等の避難管理の徹底等により、ホテル・旅館等における防火安全対策を徹底していきます。



「平成24年秋季全国火災予防運動」ポスター

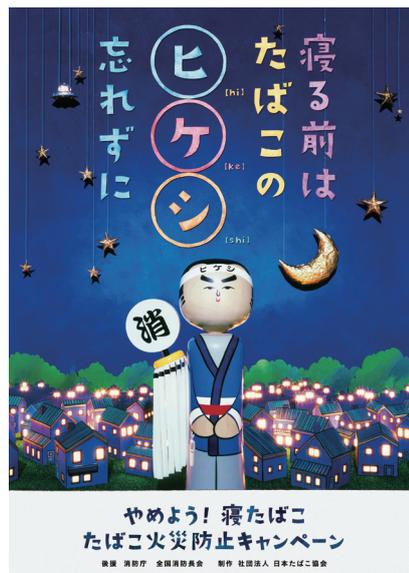
住宅防火 いのちを守る 7つのポイント — 3つの習慣・4つの対策 —

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめましょう。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

【4つの対策】

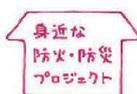
- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置しましょう。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために**住宅用消火器**を設置しましょう。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくりましょう。



「たばこ火災防止キャンペーン」ポスター

問い合わせ先

消防庁予防課予防係 椎名、児玉、根本
TEL: 03-5253-7523



消防 庁



婦人（女性）防火クラブ活動の紹介と参加の呼びかけ

防災課

婦人（女性）防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に地域で活動している組織で、平成23年4月1日現在、全国各地で1万381団体、約157万人のクラブ員の皆さんが活動されています。

婦人（女性）防火クラブの活動

婦人（女性）防火クラブの主な活動の一つが火災予防の取組です。地域住民や児童・生徒などに対する火災予防知識や防災製品の普及啓発をはじめ、消火器取扱訓練などの実演を通して火災予防技術の向上に貢献しています。特に昨年6月に全ての住宅に義務付けられた住宅用火災警報器の設置については、イベントを通じた呼びかけや、住宅用火災警報器を地域で共同購入するなどの取組を行い、積極的な設置促進活動が引き続き行われています。

そのほか、地域の防災に関する取組においても幅広い活動が行われています。地震時の家具転倒防止に関する知識の普及啓発、応急救護訓練の実施、消防団等と連携した地域の防災訓練への参加、災害時における炊き出しなどの後方支援活動が実施されており、家庭や地域の防災力向上に大きく貢献しています。東日本大震災においても、避難所における炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等の支援活動が各地のクラブにより行われました。また、災害発生時の避難などの際に支援が必要となる災害時要援護者に配慮した地域づくりの一環として、災害時要援護者宅への日常の家庭訪問による防災点検や、災害時の避難誘導（そのための日頃からの訓練）なども実施されています。こうした活動は地域コミュニティの活性化にもつながり、婦人（女性）防火クラブの

皆さんの知識やネットワークを活かした災害時要援護者への支援活動に対する期待はますます高まっています。

連携によるメリット

婦人（女性）防火クラブの活動は、他のクラブ・組織との連携や情報交換により一層の充実が期待できます。現在、42道府県で婦人（女性）防火クラブの連絡協議会が設立されており、クラブ間の意見交換や合同研修など交流が行われています。また、同様に地域防災を担う消防団や地区の自主防災組織、民生委員や社会福祉団体などの地域の関係機関・団体との連携を深めることも重要です。合同での防火・防災訓練や意見交換の場を持つなど、日頃から顔の見える関係づくりを行うことで、災害時にスムーズな協力体制の構築が期待できます。

活動の活性化に向けて

婦人（女性）防火クラブは地域の防火・防災を担う重要な役割を担っていますが、クラブ員は近年減少傾向にあり、その活性化が求められています。火災や災害といった緊急時に、地域に根差した女性の方々の災害対応活動が非常に大きな力になることは間違いありません。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という信念と連帯意識の下、火災や災害に強い安心安全なまちづくりのため、より多くの方々に婦人（女性）防火クラブ活動に積極的に参加していただきたいと思ひます。



住宅用火災警報器設置推進活動（茨木市女性防火クラブ）
（写真提供：大阪府茨木市）



消火訓練（愛知郡女性防火クラブ連合会）
（写真提供：滋賀県東近江行政組合消防本部）

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災係 浦田、中村
TEL: 03-5253-7525



お知らせ



11月9日は「119番の日」 正しい119番緊急通報要領の呼びかけ ～迅速・確実な消防活動のために～

防災情報室

11月9日は「119番の日」

消防庁では、消防に対する正しい理解と認識を深めるとともに、防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年より11月9日を「119番の日」としています。

国民の生命財産を守る消防活動の迅速さ、確実性を確保するためには、住民からの的確な119番通報が不可欠です。

119番通報時の留意点をまとめましたのでご活用ください。

How to 119番通報

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動の始動のために119番通報は重要なものです。

119番通報の受信は、管轄する消防本部の指令室や消防署所の通信室で行っています。年間の119番通報件数は全国で856万件（平成23年中）にのぼっており、統計的にみると3.7秒に1回、15人に1人が119番通報をしていることとなります。いつ、通報する場面に遭遇するか分かりませんので、いざという時のために、119番通報にあたっての留意事項を紹介いたします。

①一般的な留意事項

119番通報の際、消防本部等の指令管制員から「火事ですか？救急ですか？」と聞かれます。また、次のような情報をお尋ねしますので、落ち着いて対応をお願いします。

<火災の場合>

- ・住所（近くの目標物・ビル等の場合、何階か？）
- ・何が燃えているか？
- ・逃げ遅れはないか？
- ・通報者の氏名・電話番号

<救急の場合>

- ・住所（近くの目標物・ビル等の場合、何階か？）
- ・誰がどうしたのか？
- ・通報者の氏名・電話番号

<事故の場合>

- ・住所（近くの目標物等）
- ・どういう事故か？
- ・怪我人（閉じこめられている人）はいるか？
- ・通報者の氏名・電話番号

なお、緊急通報の際、通報内容から傷病者の生命がおびやかされていると思われる場合、傷病者への気道確保や胸骨圧迫（心臓マッサージ）などの応急手当をお願いします。また、適切な病院搬送を行うため、傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院などをお尋ねする場合があります。

②携帯電話からの通報にかかる注意点

近年、携帯電話の普及に伴い、携帯電話による119番

通報は通報総数の約3割を占めています。平成19年4月より、携帯電話からの119番通報時に、通報者の位置情報が消防本部に通知されるシステムの運用が始まりました。平成24年4月1日現在、546消防本部でこのシステムが導入されています。位置情報を通知するシステムの導入が進んでいるところですが、迅速かつ確かな消防業務を行うため、次の点についてご協力をお願いします。

- ・通報場所の住所の確認をお願いします。分からない場合は、近くの人に聞く、道路の看板、電柱等で確認するなどの手段があります。
- ・確認のため、消防本部から折り返し電話をかけることがあります。通報後も携帯電話、PHSの電源は入れたままをお願いします。

③IP電話からの通報にかかる注意点

加入者番号が「050」から始まる電話番号は、119番通報できないものがありますので、自宅のIP電話が緊急通報に対応しているか、契約しているIP電話事業者を確認してください。対応していない場合は、携帯電話から119番通報するか、お住まいの地域を管轄している消防本部の電話番号を控えておけば、いざという時に慌てずに通報できます。

④音声以外の119番通報

電話による音声通報以外の119番緊急通報手段として、FAXやインターネット（Eメール）による119番通報を受け付けている消防本部もあります。通報要領は、消防本部により異なりますので、管轄する消防本部にお問い合わせください。

119番通報の訓練をしよう！

火災や救急の必要な場面に遭遇したときには、落ち着いて119番通報することが大切ですが、いざというときに、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。このため、消防本部では地域の消防訓練などにあわせて、119番の通報訓練を受け付けています。

これは、事前に通報訓練を行うことを連絡した上で、実際に119番通報を体験できるものです。通報訓練を体験しておけば、実際の通報時には大変有効と考えられますので、ご希望の場合にはお近くの消防署へご相談ください。



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室 笹尾
TEL: 03-5253-7526

後援:消防庁 全国消防長会 制作:財団法人日本防火・危機管理促進協会

秋の全国火災予防運動
11月9日~11月15日

消すまでは

出ない行かない 離れない



宝くじは、
地方自治体の公共事業等に
幅広く使われています。

宝くじの収益金は、
病院や検診車、図書館や動物園、
災害に強い街づくり、緑あふれる公園、美術館など、
皆様の暮らしに役立てられています。



剛力 彩芽

財団法人 日本宝くじ協会

平成24年度 危険物安全週間推進ポスター

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>